

# 動物用医薬品の販売取扱いについて

畜産課

この取扱いについては昭和23年制定された薬事法に基いて医薬品、用具、化粧品等に対し取扱い細目が規整されており、医薬品の内訳は、人体用と動物用と二大別され、人体用は厚生大臣所管に属し県では衛生部に、動物用のものは農林大臣所管で県では農林部畜産課が事務分掌しています。

そして動物用医薬品は、農林大臣から登録許可された製造業者により製造され販売業者により販売することになっています。

最近動物薬の種類は激増し、現在1,000品目以上のものが製造販売され今後益々増加の機運にあります。然しこれらの薬品を販売するには法律（薬事法及び動物用医薬品等取締規則）により店舗毎に販売業者の登録が必要となっています。

然るに実状検査したところ、飼料販売業者、孵卵業者の中には知らずに未登録のまま、動物用医薬品であるカルシウム剤、養鶏用諸種薬品を販売しているものが多数認められました。

このことは、明らかに薬事法違反であるのでこれに該当する業者の中で動物用薬品を保有販売している場合は、至急最寄りの農村事務所畜産係又は家畜保健衛生所に連絡して登録を受けなければなりません。

参考のため関係事項を説明すれば次のとおりである。

## (一) 動物用薬品について

動物用専門薬は包装（表示、標示）に「動物用」と必ず記載されています。この中最もありふれた薬品の例を挙げると次のようなものがあります。

### カルシウム製剤

コロイカル、ミネカル、ニコカル、ホスカル、ナーリン、アラ、ニコートレス、巴印タンカル、ニッカル、ネオカル等

### 抗生物質飼料添加剤

オーロファック、バシトラシンペニック、TM5等

### 養鶏用薬品

ヘルミノック、フェノチアジン、ヂチオン、メロゾイジン、ワーフット、ノキサリン、アスペラ

ジン、オステーラ、ピックレス、カルプロン、ケーポナール、ペナゾール、パスカリン、オーレオマイシン、可溶散、硫酸ニコチン40、コクシン、コクシノック、動物用サルゾール液、サルシウム散、スルファメサジンナトリウム、ベルトミン、モナフラシン等

その他 省略

なお注意を要するのは単なるカルシウム飼料もあることで、これには動物用と記載されていません。

## (二) 販売業者について

薬局—薬事法による薬局開設者で薬剤師を有し、総ての医薬品が販売出来る。

1号—薬剤師を有し総ての医薬品が販売出来ます。

2号—薬種商の免許者を有し、指定医薬品以外が販売出来ます。

3号—無資格者で薬理作用の安定した薬品を品目を限定して販売出来ます。

4号—配置販売（富山の薬売り形態のもの）上の5種類で皆さんの殆んどは3号業者に属します。

この場合販売品目の範囲は総べて表示されている商品名で希望のものを列記し県が適当と認められるものを限定します。従って1品目に限らず相当多種類のものが認められるわけです。

## (三) 登録申請手続について

動物用医薬品販売業者登録申請書（用紙は農林事務所、家畜保健衛生所に所持）に個人の場合は履歴書、法人の場合は定款を添えて2通作成し、農林事務所家畜保健衛生所に提出下さい。

この場合登録手数料として2号以上2,000円、3号業者は700円を県収入証紙で貼付することになっています。

そして登録を許可されたものには登録票が交付され、合法販売店舗になります。

又翌年度から更新が必要で、この場合3号は400円の更新料を必要とします。

以上その概要を説明しましたが、該当者は洩れなく登録を受けなければなりません。重ねて連絡します。